

必須研修項目：【日本リウマチ学会及び日本内科学会や日本整形外科学会等、基本領域の学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する教育研修会・講演会への出席（医師会及び本学会教育施設の受講証明書を含む）の証明について】

*1～5のいずれかを提出して下さい。

1. 日本リウマチ学会学術集会・アニュアルコースレクチャー（中央研修会東京大会、大阪大会を含む）の医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会に参加された場合
 - *参加証の提出のみでは証明になりません。（専門医手帳に認定印が押印している場合は、参加証の添付は不要です。）
 - *会場前で受講証明書をお渡ししていますので、受講証明書をご提出ください。
 - *第64回・65回・66回日本リウマチ学会学術集会（Web開催）で受講された場合は、受講証をご提出ください。

2. 日本内科学会、日本整形外科学会等、基本領域学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する講演会、研修会に参加された場合
 - 参加された教育研修会・講演会の受講証明書の提出が必要となります。
 - *日本整形外科学会については、研修講演会必須分野14（医療安全14-1、感染対策14-2、医療倫理14-3、医療法制講習会14-4）が認められます。
 - 受講された場合は、日本整形外科学会のホームページで確認できる取得単位一覧を印刷して更新時にご提出下さい。
 - *日本専門医機構専門医へ移行された方は、認定証の写しをご提出下さい。

3. 日本医師会が認定した医療倫理、医療制度と法律、医療の質と安全、感染対策の生涯教育研修に参加された場合
 - カリキュラムコード2、3、6、7、8が認められます。
 - 受講された場合は、カリキュラムコードが記載された証明書か学習単位取得証の提出が必要となります。

4. 日本リウマチ学会認定の教育施設内で医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策の研修を受講された場合
 - 施設からの証明が必要となります。ホームページに受講証明書を公開していますので、ご使用下さい。（施設の書式がある場合は、施設の証明書を使用いただいても問題ありません。）
 - 受講証明書 > > https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/pro_updatehistory/

5. 共通講習を受講された場合
 - 共通講習受講証明書(写し可)をご提出ください。